

## 新潟県カーボン・オフセット制度コーディネーターに関する協定締結要領

(趣旨)

第1条 本要領は、新潟県内外の事業者等へ新潟県カーボン・オフセット制度の対象クレジットを活用したカーボン・オフセットの実施を提案し、プロジェクト実施者とのマッチングを行う、新潟県カーボン・オフセット制度コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）に関する協定締結に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) カーボン・オフセット

事業者や県民が自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が必要な部分の排出量についてクレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。

(2) クレジット

新潟県オフセット・クレジット制度又は新潟県版J-クレジット制度、J-クレジット制度に基づき、温室効果ガス吸収量又は排出削減量として認証されたクレジットをいう。

(3) 新潟県カーボン・オフセット制度

以下に該当するプロジェクトより生じるクレジットについて、カーボン・オフセット等による活用を進める制度をいう。

- ・新潟県版J-クレジット制度に登録されたプロジェクト
- ・新潟県オフセット・クレジット制度（新潟県 J-VER）に登録されたプロジェクト
- ・J-クレジット制度に登録されたプロジェクトのうち、新潟県内で実施され、新潟県カーボン・オフセット制度に参加するプロジェクト

(4) 新潟県版J-クレジット制度

J-クレジット制度より地域版J-クレジット制度として承認を受け、県内の森林経営プロジェクトによる二酸化炭素吸収量や木質バイオマス固形燃料を活用したプロジェクトの二酸化炭素排出削減量を認証し、クレジットを発行する制度をいう。

(5) 新潟県オフセット・クレジット制度

国（環境省）のオフセット・クレジット（J-VER）制度と整合した、県内の森林整備プロジェクトの二酸化炭素吸収量を認証し、オフセット・クレジット（新潟県 J-VER）を発行する制度をいう。

(6) J-クレジット制度

経済産業省、環境省、農林水産省が実施する、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理などによる温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「カーボン・クレジット」として国が認証する制度をいう。

(7) プロジェクト実施者

新潟県カーボン・オフセット制度に参加するプロジェクトを実施する者をいう。

(8) コーディネーター

取引先に対して新潟県カーボン・オフセット制度を案内し、プロジェクト実施者に紹介する者をいう。

(取組内容)

第3条 県とコーディネーターは、事業者のカーボン・オフセットによるクレジットの活用を促進することで、新潟県カーボン・オフセット制度の普及拡大を図るため、次の事項について実施する。

- (1) 県は、プロジェクトの創出やクレジットの活用促進に努めるとともに、コーディネーターの活動に関する広報や新潟県カーボン・オフセット制度に関する資料の提供等により支援すること。
- (2) コーディネーターは、広く新潟県カーボン・オフセット制度の普及拡大に努めるとともに、コーディネーターとして取引先に対して新潟県カーボン・オフセット制度を案内し、プロジェクト実施者に紹介すること。

(協定締結の要件)

第4条 県は、次の各号のいずれかに該当する企業等と、新潟県カーボン・オフセット制度コーディネーターに関する協定（以下「県との協定」という）を締結できるものとする。

- (1) 新潟県内に本社・支店を有し、県内の事業所に対し地球温暖化対策に資する提案や助言を実施しており、コーディネーターとして提案を行う予定の県内事業所数が50を超えるもの。
  - (2) J-クレジット制度等のクレジットについてプロバイダー業務を実施し、1年あたり2,000トン以上のクレジット取引があるもの。
  - (3) 県と環境に関する連携協定を提携し活動しているもの。
- 2 本要領制定時に、県と協定を締結している者については、前項による要件は適用しないものとする。

(申請)

第5条 協定を締結しようとするものは、新潟県カーボン・オフセット制度コーディネーターに関する協定締結申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

(協定の締結等)

第6条 知事は、前条の申請に基づき、次の各号の全ての要件に該当すると認められる場合は、新潟県カーボン・オフセット制度コーディネーターに関する協定書（参考様式）により協定を締結するものとする。

- (1) 事業が適正に実施できると認められるもの
- (2) 事業の実施について、プロジェクト実施者すべての賛同を得られるもの
- (3) 企業等が次に該当しないと認められるもの
  - ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの

- イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするもの
- ウ 暴力団又は暴力団の統制下にあるもの
- エ その他、本事業の適正な実施ができないもの
- (4) 企業等の活動内容が次に該当しないと認められるもの
  - ア 法令等に違反するもの
  - イ 公序良俗に反するもの
  - ウ その他社会的な信頼を損なう恐れのあるもの

(協定の解除)

第7条 知事は、コーディネーターが次の各号に該当すると認められる場合は、事前の協議なく協定を解除することができる。

- (1) 第4条第1項に規定する要件を満たさなくなつたと認められる場合
- (2) コーディネーターが第3条に規定する活動を1年間行わなかつたと認められる場合
- (3) コーディネーターの活動等に、県及びプロジェクト実施者の利益を害すると認められる行為があつた場合

2 知事は、前項の規定により協定を解除したときは、当該コーディネーターに対し通知するものとする。

(契約の締結)

第8条 コーディネーターは協定の締結に加え、別途、プロジェクト実施者とコーディネーター紹介業務に関する契約を締結するものとする。

(事務局)

第9条 本要領で定める事務等は、新潟県環境局環境政策課が行う。

(その他)

第10条 本要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和4年12月21日から施行する。